

## 平成20年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

平成20年5月7日瑞穂町教育委員会第5回定例会が瑞穂町ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 吉野 ゆかり 君 ・ 2番 吉岡 康 君 ・ 3番 大澤 利夫 君 ・ 4番 岩田 良男 君  
5番 岩本 隆 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 学校教育課長 村野 香月 君 ・ 学校教育課主幹 谷合 しのぶ 君  
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君 ・ 課長補佐(事務局) 横澤 和也 君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第34号 瑞穂町体育指導委員の委嘱について

日程第4 報告事項1 西多摩地区教科用図書採択協議会の設置について

開会 午前 9時00分

岩田委員長 只今の出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開催いたします。

ただちに本会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

岩田委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、委員長において、3番 大澤委員を指名します。

岩田委員長 日程第2 諸報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。

岩田委員長 私からは、4月24日に東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会がございました。これは第52回定期総会に向けての理事会で、総会の議案については、理事会に提出されたとおり総会に提出されます。次に、5月1日に西多摩地区教科用図書採択協議会が設置されました。採択協議会委員長には日の出町の森田 豊委員長が選ばれました。この件については、報告事項で詳しく説明があらうかと思えます。報告につきましては以上です。何か質疑がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

岩田委員長 質疑もないようですので、以上で諸報告を終了いたします。

岩田委員長 日程第3 議案第34号瑞穂町体育指導委員の委嘱についてを議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第34号 瑞穂町体育指導委員の委嘱についての提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町体育指導委員に関する規則第2条第2項の規定に基づき、下記の者を委嘱したいので、本案を提出するものであります。任期は平成20年5月7日より平成22年3月31日までとするものです。この件につきましては、13人

中1名が未決定でしたが、今回を持ちまして全員決定するものであります。

さかもと よしこ  
氏名 坂本 佳子

生年月日、住所については、記載のとおりであります。

慎重ご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

岩田委員長

以上で説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございますか。

( 質 疑 ・ 応 答 )

岩田委員長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第34号を原案どおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

岩田委員長

異議なしと認め、議案第34号は原案どおり可決されました。

岩田委員長

日程第4 報告事項1 西多摩地区教科用図書採択協議会の設置について、説明をお願いいたします。

岩本教育長

報告事項1 西多摩地区教科用図書採択協議会の設置についての報告を申し上げます。

学校教育法義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに施行令に基づき、平成21年度小学校使用教科用図書を採択するにあたり、西多摩地区教科用図書採択協議会が設置されました。

今後、西多摩地区教科用図書採択協議会で町村立小学校の教科用図書の採択事務を進め、平成21年度小学校使用教科用図書を決定し、各町村教育委員会で採択する運びになっております。詳細につきましては、谷合学校教育課主幹に説明させます。

谷合学校教育課主幹 お手元の資料をもとに、簡単にこの流れ等についてご説明いたします。今年度は平成21年度使用の小学校教科用図書を採用するものです。教科書採択は4年に一度行われます。今回は、学習指導要領が変わっていませんので、新たに教科書の検定を受けたものはありません。現行で使っている教科書をもとにしながら、今後の調査委員会、専門部会で教科書を採用するための事務手続きが進められていきます。そのために5月1日に西多摩地区教科用図書採択協議会が設置されました。

教科書採択についてご説明いたします。教科書は学校教育法第22条に教科書の使用義務が示されています。各教科について、検定教科書または文部科学省著作教科書があるときは、原則として必ずこれらの教科書でかつ教育委員会が採択したものを使用しなければならないと示されています。また、教科書検定では、学習指導要領の改訂により、学校教育法に定めるその学校の目的及び教科の目標に基づき、義務教育諸学校教科用図書検定基準に掲げられた各項目に対して適切であるかを審議しています。教科書の検定基準には、学習指導要領への準拠、中立性、公正性、正確性などの観点において、教科書としての的確性を審査するもので、内容が定められています。教科書採択権については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の教育委員会の職務権限に示されています。その職務権限の第6項に「教科書その他の教材の取扱いに関すること」とあり、この規定に基づき教育委員会が採択をしなければなりません。

教科書採択の手順は、学校教育法義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条・11条・13条及び同施行令第13条に示されています。その中で都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の採択について、あらかじめ教科用図書審議会の意見を聞き、適切な指導・助言または援助を行わなければならないとあります。ですから、東京都教育委員会からの指導・助言を受けて、市町村教育委員会は採択を行い、その結果を東京都教育委員会に報告します。区市ではそれぞれ独自に教科書採択を

行っていますが、西多摩郡の場合は、3町1村の合同で採択を行っています。採択の時期は、その教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければなりません。そのため、5月1日に採択協議会が設置された訳です。採択協議会は各教育委員会の委員長と教育長で構成されています。その下に調査委員会があります。調査委員会は教科ごとの専門部会を置きます。各専門部会長には校長または副校長が、専門委員には教員があたり、教科用図書について内容、表現の仕方や子どもたちの実態に応じた進め方にあっているかどうかなどを調査研究し、その結果を調査委員会に報告します。調査委員会ではその調査結果をもとに協議し、その結果を採択協議会へ報告します。採択協議会では7月24日に教科用図書を採択する予定でいます。そこで決定された教科書を、今度はそれぞれの町村教育委員会で採択をしていただきます。西多摩郡としては教育委員会の採択を8月1日までに行うように採択協議会で決定されました。その教育委員会で不採択となった場合は、差し戻しとなり、採択協議会で再度採択しなければならなくなります。採択事務の流れは以上です。

また、教科書の見本本は、奥多摩町の古里図書館で展示されます。法定展示が2週間ありますので、その期間に古里図書館まで行っていただくと、すべての検定教科書がご覧になれます。一般の方々も閲覧できます。そこには意見を書き入れるためのアンケートが用意してあり、その意見等は調査委員会に報告されます。以上で説明を終わります。

岩田委員長

法定展示期間はいつですか。

谷合学校教育課主幹

6月20日から14日間です。

岩田委員長

以上で説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございますか。

吉野委員

法定展示に関してですが、開かれた採択を実施しているということで、住民の意見を集めるためでもあるようですが、瑞穂の方が奥多摩の古里までは行くには遠いようですが、場所は1箇所だけなんですよ

ね。また、このことを住民に知らせる案内はあるのですか。

谷合学校教育課主幹 西多摩郡全域の展示場所であることと、検定教科書すべてを置くスペース等を考えると、どうしても古里図書館となってしまいました。瑞穂からは遠くて申し訳ないと思います。案内については、教育委員会のホームページ等に掲載していきます。

吉岡委員 区市は独自に採択していき、町村は西多摩郡の合同で採択ですが、基準の違いはあるのですか。採択された教科書のレベルの違いはあるのですか。

谷合学校教育課主幹 区市は教育委員会の中に指導室が設置されていますので、採択事務については指導室中心に単独で行います。西多摩郡の町村は、指導室の設置はなく、西多摩支所に指導主事が配置されているだけです。指導室がない中で、西多摩支所の指導・助言を受けながら町村の採択事務を実施していった経緯がございます。また、教科書そのものは、検定に合格しているものの中から採択するので、質的な違いはございません。ただ、学びやすさだとか、説明する図が多く掲載されているとか、出版社によって違いはありますので、表記の仕方や図説の違いを見ながら、使いやすさを検討して、採択されていきます。ですから、区市と比べて質的な違いはございません。あとは教科書よりも、それをどう教えていくか指導の仕方が大きな学力の差となって表れてきます。

岩田委員長 ほかに質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、以上で採択協議会の報告を終了いたします。以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成20年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

閉会 午前9時20分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員